

社会保険加入手続きに際してご準備いただく書類
(被保険者となられる皆様へ)

1. 従業員様…裏面「住所並びに被扶養者の申出書」と下記の書類を提出して下さい。

- ①「基礎年金手帳」又は「年金手帳」…無い場合は、再交付を受けます。
- ②「雇用保険被保険者証」…以前に加入して、被保険者証がある場合
- ③「履歴書」の写し

2. 被扶養者…扶養される方の一般的な条件は下記のとおりですが、諸条件により異なります。

※該当者 年間収入 130万円未満（但し、60歳以上・障害者は、180万円未満）

(1) 子供

- ① 小・中学校生…学校名・学年をお知らせ下さい。
- ② 昼間通学する高校・大学・専門学校生等…学校名・学年をお知らせ下さい。
- ③ 定時制・夜間通学の学生…学校名・学年及び「非課税証明書」・「所得証明書」、勤務をしている場合は「給与支払証明書」が必要です。
- ④ 有職者…勤務先の「給与支払証明書」が必要です。
- ⑤ 仕事を辞め、無職で求職活動中の場合は「雇用保険に関する申出書」を提出し、申出書の中で要求される書類を必ず添付して下さい。

(2) 配偶者…「基礎年金手帳」又は「年金手帳」を会社に提出して下さい。

- ① 無職・無収入の場合…税務上の扶養である場合は、事業所の確認のみで可
- ② 有職者…勤務先の「給与支払証明書」が必要です。
- ③ 仕事を辞め、無職で求職活動中の場合は「雇用保険に関する申出書」を提出し、申出書の中で要求される書類を必ず添付して下さい。

(3) 父母及び祖父母など

- ① 60歳以上で年金を受給していない者及び60歳未満の者
…「非課税証明書」又は「所得証明書」が必要です。
※ 過去1年間に会社を退職した方は「雇用保険に関する申出書」を提出し、申出書の中で要求される書類を必ず添付して下さい。
- ② 60歳以上で年金を受給している者
…年金の「改定通知書(ハガキ)」又は「支払通知書(ハガキ)」が必要です。

(4) 扶養する方と別居の場合…被扶養者の収入と仕送り額をお知らせ下さい。

- ① 被扶養者の「住民票謄本(抄本)」及び
 - ② 仕送り等の確認できる書類…1. 銀行送金の振込依頼書 2. 通帳の写し
3. 現金書留の控 4. 被保険者申出書等
- 注) 仕送り額と被扶養者の収入額によっては、扶養となれない場合があります。

3. 上記以外の扶養認定のケースは、ご相談下さい。

状況により、別途必要書類をお願いする場合がございます。ご了承下さい。

※ 続柄の欄は、省略せずに正確にご記入下さい。

(例. 長男・長女・内縁の妻・妻の長男・養子・義父・義母等)